

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号および第 815 条第 3 項第 3 号なら
びに会社法施行規則第 210 条に定める事後開示書面)

2022 年 1 月 4 日

NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社

日本通運株式会社

2022 年 1 月 4 日

株式移転に係る事後開示書面

東京都千代田区神田和泉町 2 番地
NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

東京都千代田区神田和泉町 2 番地
日本通運株式会社
代表取締役社長 齋藤 充

日本通運株式会社（以下「日本通運」といいます。）は、2021 年 6 月 29 日開催の第 115 回定時株主総会において承認いただきました株式移転計画に基づき、2022 年 1 月 4 日をもって株式移転設立完全親会社である NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社（以下「NXHD」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号および第 815 条第 3 項第 3 号ならびに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

2022 年 1 月 4 日

2. 株式移転完全子会社における会社法第 805 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 805 条の 2 の規定による本株式移転の差止請求をした株主はおりませんでした。

3. 会社法第 806 条、第 808 条および第 810 条の規定による手続の経過

日本通運は、会社法第 806 条第 3 項ならびに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項および第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 7 月 1 日付で、日本通運の株主に対し、電子公告の方法により本株式移転をする旨ならびに NXHD の商号および住所ならびに買取口座を電子公告の方法により公告したところ、1 名の株主から、その保有株式 100 株の買取請求

がありました。買取価格については現在協議中です。

なお、会社法第 808 条および第 810 条の規定による手続につきましては、日本通運において新株予約権および新株予約権付社債を発行していないことから、実施しておりません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転によって、NXHDに移転した日本通運の株式の数は、以下のとおりです。
普通株式 90,599,225 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) NXHDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における日本通運の株主に対し、その所有する日本通運の普通株式1株に対して、NXHDの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) NXHD設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。
- ①資本金の額 : 701 億 75 百万円
 - ②資本準備金の額 : 269 億 8 百万円
 - ③利益準備金の額 : 0 円
- (3) NXHDの普通株式は、2022 年 1 月 4 日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、本株式移転に伴い、日本通運の普通株式は、2021 年 12 月 29 日をもって、東京証券取引所市場第一部において、上場廃止となりました。

以上